

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金(若しくはそれに代わるもの)を県に提出していただく必要があります。

① **入札保証金を納める。**(金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上)

この場合、現金及び小切手とともに「保証金等納付書」に記名押印又は署名していただきます。「保証金等納付書」が必要な方は、当課(高校教育課)でお配りします。

小切手は銀行が振出又は支払保証をしたものに限りです。

納付する場合は、受け入れの準備が必要なため、事前に連絡をお願いします。

落札にいたらなかった場合は、入札終了後に返還しますので、返還金の領収書に貼付していただく収入印紙の準備をお願いします。

② **入札保証保険に入ってその証書(原本)を提出する。**(金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上)

保証期間は入札日から令和8年11月1日の期間でお願いします。

③ **業務履行証明書を提出する。**(様式は入札説明書中にあります。)

これは、「過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との間に締結した同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)」を提出するものです。

同種・同規模とは、入札しようとする金額の1年分に相当する額の税込み金額の、20%を超える同種の履行実績を2件分ということになります。

例：500万円が入札金額の場合、1年分に相当する額の税込み金額が110万円になりますので、その20%を超えるということで、220,000円を超える履行実績、具体的には220,001円以上の履行実績が2件分必要ということです。

契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。（契約書では業務が誠実に履行されたかどうかを確認できないため。）

※ 落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5 %	1 0 %
② 保証保険	5 %	1 0 %
③ 履行証明	2 0 %	2 0 %

また、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。